

「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」改訂案に対する意見

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
会 長 辻 居 幸 一

当協会会員の一意見として、以下のとおりに提出いたします。

(1) 氏名

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
国際協力部 石川 聖

(2) 所属

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

(3) 連絡先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階
03-3591-5304
satoshi.ishikawa@aippi.or.jp

(4) 意見・理由

修正提案・要望事項

「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」改訂案(以下、「手引き(案)」)における P.17 注釈 43 と P.18 注釈 54 は、経済産業省「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」(2022 年) (以下、「誠実交渉指針」)の記載内容を引用する記載です。

一方、「手引き(案)」の P.10-11、P.13-14、P.31 には、「誠実交渉指針」に記載された別の内容が引用され、本文中に記載されています。

このように、「手引き(案)」における「誠実交渉指針」の引用記載が、引用箇所によって、注釈記載にされる場合と、本文記載にされる場合があることは、「誠実交渉指針」の記載内容について、特許庁が重要性等の違いを示しているように受け取られかねず、適切ではないと考えます。惹いては、「誠実交渉指針」の記載内容からの引用について、「手引き(案)」の注釈又は本文のいずれかに統一した記載とすることを要望いたします。

以上